

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客に対して課される目的税です。
この税は、鉱泉浴場の保護管理施設、消防施設の整備や観光の振興などの財源として活用しています。

■ 入湯税を納める人（納税義務者）

鉱泉浴場（温泉施設）に入湯する人

■ 税率

宿泊を伴う入湯 1人1日 150円

日帰りの入湯 1人1日 70円

■ 入湯税がかからない人

次の人には入湯税がかかりません。

① 12歳未満の人

② 客間を利用しない一時入湯者

③ 学校（大学除く。）行事として行われる修学旅行等において入湯する児童、生徒、学生

■ 納税の方法

鉱泉浴場の経営者（特別徴収義務者）が、鉱泉浴場に入湯する入湯客から受け取って、翌月15日までに申告し、納めていただきます。

■ 申告書の提出先

うきは市役所 税務課資産税係（☎0943-75-4977）

